

東京都外来対応医療機関設備整備事業について（概要）

■目的

発熱患者等の診療及び検査を行う医療機関に設備整備費を補助することで、通常医療と感染症医療を両立できる体制を整備し、発熱患者等が地域の医療機関で適切に診療・検査を受けられる体制を確保する。

■条件 **※本年度、既に交付決定を受けた医療機関は申請できません。**

▶令和5年4月1日時点で外来対応医療機関でない場合（新規）

- 1 感染症発生時には、診療及び検査を行うとともに、時間的・空間的な分離を行う等により、通常診療も継続して実施すること。
- 2 対象者については、自院患者（かかりつけ）のみならず、原則、都が設置するコールセンターからの紹介患者を含む全ての患者を対象とすること。
- 3 令和5年4月1日から令和5年12月31日の期間までに外来対応医療機関として申請を行っていること。

▶令和5年4月1日時点で既に外来対応医療機関の場合（既存）

- 1 感染症発生時には、診療及び検査を行うとともに、時間的・空間的な分離を行う等により、通常診療も継続して実施すること。
- 2 対象者については、自院患者（かかりつけ）のみならず、原則、都が設置するコールセンターからの紹介患者を含む全ての患者を対象とすること。
- 3 上記の対象者の要件を既に満たしている場合は、患者受け入れ時間を新たに週4時間以上拡充等すること。

※ 電子申請フォームにQ&Aがございますので、ご確認ください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1690158467007>

■補助内容

- 1 診療所内をゾーニングするために新たに購入する医療資器材等
（例）HEPA フィルター付空気清浄機、パーテーション、陰圧テント
※1品単価税込10万円以上の備品
※都が別に定める日までに整備が完了している設備に限る。

▶新規の外来対応医療機関については、上記1のほか初度設備等の整備を支援し、次の物品を補助対象とします。

※以下の備品のみ、一品単価が税込10万円未満でも申請可能です。

- 患者案内のための看板設置料
- HP上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- 換気設備設定のための軽微な改修等の修繕費
- 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費

- ・非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費
- ・簡易ベッド
- ・簡易診療室及び付帯する備品

※「簡易診療室」とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいいます。

※「簡易診療室及び付帯する備品」については、簡易診療室と備品の両方を申請する必要があります。備品のみ申請は補助対象となりません。

▶条件を満たした既存の外来対応医療機関については、上記1のほかに発熱患者等の診療に対応する医療機関を確保するため、次の物品を補助対象とします。

※以下の備品のみ、一品単価が税込10万円未満でも申請可能です。

- ・簡易ベッド
- ・簡易診療室及び付帯する備品

※「簡易診療室及び付帯する備品」については、上記と同様になります。

2 基準額：1施設当たり上限100万円まで

3 補助率：10/10

▶詳細は、HPをご参照ください。

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/corona_portal/iryokikan/shinryou_kensa_setsubiseibi.html



■スケジュール

- ・交付申請書の提出期限を令和5年9月11日（厳守）とします。
- ・交付要綱に基づく事業であり、新規申請した外来対応医療機関が令和5年4月1日から令和5年12月31日の期間までに実施した設備整備の経費であれば、補助対象となり得ます。

スケジュール（予定）

時期	内容
令和5年9月11日（月）	交付申請書・審査会資料（※）の提出期限
11月上旬	交付決定（郵送にて通知）
12月末頃	設備整備完了
令和6年1月末頃	実績報告書提出
2月以降	補助金支払

※「医療関係施設等整備費補助対象事業者審査委員会」（審査委員会）について

東京都保健医療局では、医療関係施設における設備整備費の補助対象事業者の選定に当たり、選定過程の透明性・公平性を確保することを目的として、「医療関係施設等整備費補助対象事業者審査委員会」を設置し、審査を行っています。交付申請書とあわせて、審査会向け資料の作成を依頼しますので、ご協

かくださいますようお願いいたします。

■留意事項

- 設備整備費補助金は、東京都の予算の範囲内で交付します。全体の申請状況によっては、御希望に添えない場合があります。
- 過度な設備整備は、認められません。十分に御検討の上、御申請ください。
- 交付申請の提出締め切り後、物品の変更は、原則として認められません。十分に御検討の上、交付申請書を提出してください。
- 申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めるとき、補助金の交付を決定いたします。
- この補助事業により取得した財産は、一定期間（別に定める財産の処分制限期間）を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付目的に反した使用や譲渡等はありません。また、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。